

## 三菱製紙グループ人権方針

三菱製紙グループは、人権の尊重を重要課題として認識し、本方針を定め、あらゆる事業活動において人権課題への取組を強化してまいります。

国連の定める「ビジネスと人権に関する指導原則」を尊重して行動し、当社グループの内外を問わず、人権への負の影響の防止または軽減に取り組みます。

### 1. 基本原則

私たちは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき行動し、関連する国際規範及び国内指針を支持、尊重します。

自らが人権への負の影響を引き起こさないのはもちろん、負の影響を助長したり、負の影響が取引関係によって当社グループの事業・製品・サービスと直接結びついている場合には、その影響を防止または軽減するように努めます。

### 2. 人権デュー・ディリジェンス

私たちは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」において記述される人権尊重の責任を果たすため、当社の「人権・労働に関する理念と指針」「資材購買の基本方針」と併せ、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築します。

### 3. 解決

私たちは、私たちが人権に対する負の影響を引き起こしたり、助長したり結びついていることが明らかになった場合、対話や手続き等を通じてその解決に取り組みます。

当該国の法規制と国際的に認められた人権規範が異なる場合は、より高い基準に従うことといたします。

指導原則に則った苦情処理のメカニズムとして、相談・通報等ができる「ホットライン」を全ての役員および従業員を対象に運用しています。

### 4. 周知・教育

本方針の理解と効果的な実施のため、全ての役員および従業員に対して周知・教育を行います。

### 5. 情報開示

私たちは、人権尊重の取り組みの進捗状況について、適時に開示・報告していきます。

制定：2023年3月31日

三菱製紙株式会社

取締役社長 木坂隆一